

IFRS第16号「リース」 ~適用に向けて~

__________________シリーズ1:新基準への移行



2017年7月

kpmg.com/ifrs

あずさ監査法人

目次

IFRS	第16	号「リース」の適用に向けて	1
1.	IFR	S第16号「リース」の概要	2
2.	経過	措置における選択肢と考慮すべき影響	3
3.	リー	スの定義	4
4.	短期	リース・少額資産のリースに係る免除規定	6
5.	完全	遡及アプローチと修正遡及アプローチ	
	5.1	概要	7
	5.2	完全遡及アプローチ	7
	5.3	修正遡及アプローチ	8
6.	修正	遡及アプローチ	
	6.1	修正遡及アプローチの概要	11
	6.2	旧オペレーティング・リース:リース負債の測定	11
	6.3	旧オペレーティング・リース:使用権資産の測定	12
	6.4	旧オペレーティング・リースに設けられた、その他の実務上の便法	14
7.	その	他の論点	
	7.1	貸手の処理	17
	7.2	セール・アンド・リースバック	19
8.	開示		
	8.1	完全遡及アプローチ	21
	8.2	修正遡及アプローチ	22
本冊	子につ	ついて	23
参考	文献		23
あずさ監査法人IFRSアドバイザリー室による刊行物			24

シリーズ1:新基準への移行

IFRS第16号「リース」の適用に向けて

2016年1月13日にIFRS第16号「リース」が公表されて1年余り、まだ先と思っていた新リース基準の強制適用(3月決算のIFRS適用会社の場合、2019年4月1日に開始する事業年度から適用開始)がだんだんと近づいてきています。

新しい基準を適用する際には、通常業務に加えて追加的な実務の負担を要することが常ではありますが、特に金融商品会計(IFRS第9号「金融商品」)、収益認識基準(IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」)と大型基準の導入が続く中で、新基準の適用が実務担当者に課す負担・プレッシャーは少なくありません。

IFRS第16号におけるリース会計は、従来のIAS第17号や日本基準のリース会計基準とは考え方が大きく異なるものであり、新基準の適用が実務及び財務情報に与える影響を慎重に評価・検討することが必要です。さらに、IAS第17号からIFRS第16号への移行に際しては、様々な経過措置が設けられており、比較期間を修正再表示するか否かを含めた多岐にわたる選択肢が存在することから、これらを効率的かつ有効に利用することが、移行プロジェクトを成功させるために重要となります。

あずさ監査法人はIFRS第16号の公表を受け、2016年2月に日本語解説資料『IFRSの新リース会計 \sim 概説 IFRS第16号 \sim 』をリリースし(翌3月に米国の新リース基準を取り込むため改訂)、引き続き同年7月に『図解&徹底分析 IFRS「新リース基準」』を出版しました。それからほぼ1年、新基準に関する検討も進んだことから、これから数回に分けて、実務上のポイントにフォーカスした情報を提供する予定です。

そのシリーズの第1弾にあたる本冊子は、新リース基準への移行に際して実務担当者等が一般的に疑問に思うであろう論点、そして基準の理解に際して混乱しやすいと思われる論点について、Q&A及び設例形式により明確化を目指すとともに、企業が移行プロジェクトをスムーズに進めていくうえで、考慮すべきポイントを明確化することを目的としております。今後は引き続き、「リースの定義」や「割引率」といった点についての解説を順次提供していく予定です。

本冊子が、皆様のご理解に少しでも役立つことを願っております。

2017年7月吉日

有限責任 あずさ監査法人 IFRSアドバイザリー室

1. IFRS第16号「リース」の概要

新しいリース基準は、2019年1月1日以降に開始する会計年度より適用される。 IFRS第15号「収益認識」を既に、あるいはIFRS第16号と同時に適用する企業には早期適用も認められている。

2016年1月13日に公表されたIFRS第16号「リース」のポイントは以下の通りである。

- リースの定義について、支配の概念に基づく考え方が導入された。IFRS第16号の対象となるリース取引とは、原資産の使用についての支配が貸手から借手に移転する取引である。結果として、リースに関連するIFRSの現行基準(IAS第17号「リース」・IFRIC解釈指針第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」)に比べ、リース会計の適用範囲は狭まると見られている。
- 契約が賃貸借契約の法的形態を採るか否かは、リース会計の適用要否の判断に影響しない。
- 1つの契約にリースの要素とリース以外の要素が含まれる場合は、原則、両者を分離して把握・会計処理する必要がある。ただし、借手については両者を区別せず全体を単独のリース要素とみなして処理する簡便法も認められている。
- 借手にとってのリース取引は、資金調達を伴う使用権資産の取得として会計処理される。原則としてすべてのリースは、賃借した資産を使用する権利(使用権資産)とその対価を支払う義務(リース負債)としてリース開始日に認識される(シングルモデル)。以後、使用権資産の減価償却費とリース負債に係る支払利息が計上され、一般に、リース負債残高が大きいリース期間の前半により多くの費用が計上される。
- ただし、短期のリースや少額資産のリースについては免除規定があり、従来のオペレーティング・リースに準じた会計処理(使用権資産及びリース負債の計上を行わず、リース期間にわたって原則として定額のリース費用を計上)も認められる。
- 新リース会計の概念的枠組みにおいて、貸手とは原資産の使用権の、借手への譲渡者である。
- しかし、貸手の会計処理については、借手の取引相手としてよりも、貸手自身にとっての収益取引としての側面が重視され、結果として、IAS第17号におけるファイナンス・リース、及びオペレーティング・リースの会計処理がほぼ踏襲され、重要な改訂は行われなかった(デュアルモデル)。
- したがって、借手会計と貸手会計の整合性は図られていない。
- 短期のリースや少額資産のリースを対象とする免除規定は貸手には設けられていない。
- 借手は、①契約変更があった場合に加え、②延長オプションもしくは解約オプションの行使可能性に関する想定が見直されリース期間が変更された場合、及び③購入オプションの行使可能性に関する想定が見直された場合、のいずれかに該当する場合に、リース負債を再測定し、使用権資産計上額を調整する。また、一定の要件を満たす変動リース料、及び残価保証による支払予想額については、その変動をリース負債及び使用権資産に反映する。一方、貸手は、契約変更の場合を除きファイナンス・リースで計上したリース債権の見直しを行わない。
- 借手・貸手とも、開示については拡充が図られた。
- リース会計の開発にあたり、米国基準との完全なコンバージェンスは達成されなかった。米国基準の借 手会計では、2013年改訂公開草案をベースとしたデュアルモデルが堅持されている。

シリーズ1:新基準への移行

2. 経過措置における選択肢と考慮すべき影響

IFRS第16号に移行する際に、どの経過措置を適用するかは、企業や企業の財務情報に重要な影響を与える可能性がある。

財務情報に与える影響

新基準適用開始日に計上する資産及び負債(すなわち純資産)の金額が異なる。

適用開始日に存在するリース契約が終了するまで、損益計算に影響を与える。

実務への影響

新基準移行プロジェクトにかかる作業負担、人的資源、及び進捗の管理

新基準移行に必要となるデータの収集

どの経過措置を適用するかは、移行にあたっての実務負担とIFRS第16号への移行前後における財務情報の比較可能性とのトレードオフ関係を生じさせることになる。様々な移行措置が設けられたことにより、企業は両者のバランスを評価した上で、適用方法を柔軟に設計することが可能となっている。複数の選択肢がある場合にどのオプションを適用するかは、新基準への移行を成功させるうえでの重要なポイントとなる。

なお、リースの貸手は従前の会計処理をほぼそのまま踏襲するため、リースの定義に関するものを除いて、特別な移行措置は用意されていない。

オプション	記載箇所	選択単位	借手?	貸手?
旧基準下のリースの定義の踏襲**	3	会計方針として	0	0
短期リースに係る免除規定の適用	4	原資産の種類ごと	0	×
少額資産のリースに係る免除規定の適用	4	リース単位ごと	0	×
完全遡及アプローチと 修正遡及アプローチの選択*	5	会計方針として	0	×
修正遡及アプローチ適用時の 使用権資産の測定*	6	リース単位ごと	0	×
修正遡及アプローチ適用時の 追加的な免除規定の選択 [※]	6	リース単位ごと	0	×

※:経過措置として設けられたオプション・実務上の便法

3. リースの定義

IFRS 16.C3, C4 IFRS第16号では支配の概念に基づきリースの定義が見直されたため、IAS第17号のもとでリース、もしくは非 リースとされた判断がIFRS第16号のもとでは異なる結論となる可能性がある。

IFRS第16号への移行に際して、企業は以下の選択をすることができる。

- 1 IFRS第16号に基づく新たな定義をすべての既存契約に適用して、契約がリースを含む否かを判断し直す
- 2 実務上の便法を適用し、契約がリースを含むか否かに関して企業がIAS第17号のもとで行った判断を引き継ぐ。即ち、
 - IAS第17号、IFRIC第4号でリースと識別された契約についてIFRS第16号を適用
 - IAS第17号、IFRIC第4号でリースと識別されなかった契約にはIFRS第16号を適用しない。
 - IFRS第16号のリースの定義は、適用開始日以降に発生または変更した契約から適用する。
- 2 の実務上の便法に従った場合は、すべての既存取引について一律に適用し、かつ、その旨を開示する必要がある。

<u>《 リースの定義に関する実務上の便法を適用する</u>主なメリット・デメリットは?

取引がリースを含むかどうかの判断につき、過去にIAS第17号のもとで行った検討結果をそのまま引き継ぐことは、移行に際して実務上の大きな負担軽減となります。この移行措置がなかったら、従来リースと判断されていたリースはIFRS第16号でもリースに該当するのか、また、従来リースではないと判断されていたすべての契約の中にIFRS第16号によればリースに該当するものがないのかを、再検討しなければならず、これが相当の手間となることは明らかです。

しかしながら、すべての企業がこの実務上の便法を採用するとは限りません。例えば、IAS第17号ではオペレーティング・リースと判定されるが、IFRS第16号ではリースに該当しない契約(例えば、一部の電力購入契約ではそのような判定となることも考えられます)では、新たなリースの定義を適用することによって、当該契約に関する部分のリース負債・使用権資産を圧縮できるからです。リースの範囲を見直さなかった場合、当該契約はリースとして、原則、リース負債と使用権資産を認識しなければなりません。このような契約の影響が重要であると想定される企業は、IFRS第16号の新しい定義に基づいてリースの範囲を再検討することを選好する場合もあると想定されます。

企業は、この実務上の便法を適用することによって削減できる作業負担や、新しいリースの定義により、 既存のリース取引がリース会計の対象外となることや、またその逆のケースの財務的影響を慎重に考慮しなが ら、実務上の便法を選択するか、新しいリースの定義を原則通り適用するかどうか判断することになります。

その他の考慮すべき事項としては、リースの数、金額規模、契約期間、そして適用開始日以前に結んだリース契約に新基準を適用した場合にどの程度会計処理が変わるかなどが挙げられます。

シリーズ1:新基準への移行

<u>▲ IFRS第16号のリースの定義を</u>遡及して検討・適用するのはどれくらい大変?

企業の事情や状況によりますが、多くの企業にとってその負荷は高いと思われます。今までリースと判断されていた取引がリースでなくなるかどうかのみならず、従来リースと判断されていない他の契約についても、それらがリースにあたるのではないか、という観点からの検討が求められるためです。

新たなリースの定義のもとで取引がリースに該当するか否かを判定するにあたり、類似の性質を持つ取引をグルーピングし、新しい定義が適用されるとリースに該当すると懸念されるグループに対して、より詳細な分析を行うなど、リソースを有効利用することで若干の実務負担の軽減を図ることもできるかもしれません。それでもなお、取引件数が大きく、契約内容のバリエーションが多岐にわたる場合、その検討、文書化に要する時間やコストは僅少とは言い切れません。

▲ 実務上の便法を適用することによる、比較可能性への影響は?

企業の事情や状況によりますが、多くの企業にとって比較可能性への影響は大きくないと思われます。

新基準においてリースの定義という項目は大きな論点ではありますが、不動産や機械設備のリースといった日常的に発生する取引の多くは、IFRS第16号、IAS第17号、いずれの定義においてもリースに該当するかどうかの検討結果は同じと想定されています。

一方で、IAS第17号ではオペレーティング・リースで、新しいリースの定義の下ではリース取引に該当しないような取引を行っている企業は、比較可能性に大きな影響を与える可能性があります(例えば、一部の電力購入契約は、このケースに該当する可能性があると考えられます)。

≰ 実務上の便法を適用するかどうかは取引ごとに選択できる?

この実務上の便法の適用は会計方針の選択であり、すべての取引について適用されます。原資産の種類によって、 もしくは、借手としてのリース契約と貸手としてのリース契約の別により、実務上の便法を選択することはできません。

IFRS 16.11 実務上の便法適用を適用した場合、リースに該当するか否かは二度と見直されない?

いいえ、実務上の便法が適用されるのはIFRS第16号の適用開始日のみです。例えば、その後に契約条件の変更があった場合、リースに該当するか否かの再評価はIFRS第16号での定義に従い原則通りに行わなければなりません。

いいえ、実務上の便法は誤謬を許容することを意図していません。過去の誤謬には遡及修正が必要です。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

6

4. 短期リース・少額資産のリースに係る免除規定

IFRS 16.5-8, BC100

IFRS第16号のもとでは、借手は原則としてすべてのリースについて、使用権資産とリース負債を認識しなければならない。ただし、以下に該当するリースについては、当該規定によらないことができる。

- 短期リース(リース期間が12ヶ月以内であるリース ~原資産の種類ごとに選択可~)
- 原資産が少額であるリース(例えば、US\$5.000未満の原資産に係るリース ~リース単位ごとに選択可~)

なお、上記は経過措置として設けられたものではなくIFRS第16号で借手に設けられた免除規定であるため、特定の 原資産の種類について短期リースの免除規定を適用するか否かは、IFRS第16号で継続的に適用する必要がある。

<u> 🕓 なぜ認識の免除規定はIFRS第16号へ</u>の移行において重要?

認識の免除規定は適用開始日において測定の見直しが必要となるリースの範囲に影響します。免除規定を 適用する場合には、使用権資産やリース負債を算定する必要がないからです。

IAS第17号におけるオペレーティング・リースにこの免除規定を適用する場合、移行時の調整が不要となります。

▲ 移行時にリースの認識の免除規定を適用した場合、その後の会計処理にはどのような影響がある?

企業が免除規定を利用するためには、会計方針の整備が必要となり、適用開始日以後の会計期間において も継続的にその会計方針を適用することになります。どのように影響するか、短期リースと原資産が少額 であるリースとで以下のように異なります。

- 短期リース

短期リースについての認識の免除規定は、原資産の種類ごとに選択される会計方針であり、適用開始日 以降も継続的に適用する必要があります。なお、適用開始日から12ヶ月以内にリース期間が終了する リースについても、リース単位ごとに認識を免除できる規定がありますが(6.4.3参照)、これは移行時 のみに適用される経過措置としての選択であり、適用開始日以降の会計処理には影響を及ぼしません。

- 原資産が少額なリース

原資産が少額であるリースについて適用する免除規定はリース単位ごとに適用が選択ですが、どのようなリースを「原資産が少額なリース」と判断するかは各社の会計方針であり、適用開始日以降も継続的な運用が必要です。

<u> 🕵 認識の</u>免除規定は貸手も適用できる?

いいえ、貸手についての認識の免除規定はありません。

5. 完全遡及アプローチと修正遡及アプローチ

新基準への移行時に多くの企業にとって重要なのは、遡及適用をどのように行うかという点である。本章では、借手に設けられた選択肢 〜完全遡及アプローチ及び修正遡及アプローチ〜 の概要、及び適用に際しての主な留意点を解説する。

5.1 概要

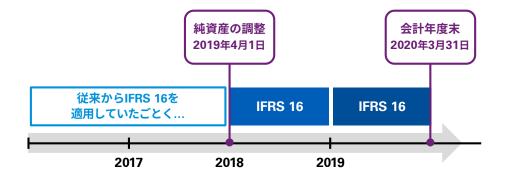
IFRS 16.C5 借手はIFRS第16号を完全遡及適用するか、修正遡及適用するかを選択することができる。

IFRS 16.C6 借手は適用開始日に存在するすべてのリースについて、選択したアプローチを適用する。一部のリースについて完全遡及アプローチを選択し、残りのリースについて修正遡及アプローチを適用する、といった選択はできない。

完全遡及アプローチと修正遡及アプローチのそれぞれの適用スケジュールは以下に示した通りである。 (2020年3月期にIFRS第16号を適用開始し、2019年3月期を比較情報として表示する3月決算の企業を想定)

5.2 完全遡及アプローチ

完全遡及アプローチを適用する場合には、企業はIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って、IFRS第16号を比較年度の期首に遡及して適用することとなる。2019年4月1日を適用開始日とした場合の各報告期間における基準の適用スケジュールは下記の通りである。



IFRS 16.C5(a) 完全遡及アプローチを適用する企業は、具体的に下記の対応が必要となる。

- 借手として行っているすべてのリースについて当該アプローチを適用する。
- 比較年度財務情報の修正再表示を行う。
- 表示する最も古い比較年度の期首に純資産の調整を認識する。
- IAS第8号第28項に規定される会計方針の変更に関する注記を行う(8.1参照)。

≰ 完全遡及アプローチを適用しても、リースの定義を見直さず、過去に行ったリース判定を踏襲することはできる?

できます。IFRS第16号への移行に際して、リースの借手はまずリースの定義に関する免除規定を適用するかどうか選択し、その後、完全遡及アプローチ・修正遡及アプローチのいずれかを選択します。

企業がリースの識別について過去の判断を引き継ぐ実務上の便法を選択した場合、厳密に言えば、IAS第8号において意図されている原則的な遡及適用には従っていないことになります。また、その他の経過措置においても実質的にはIAS第8号における遡及適用を認めない規定があります(例えば、貸手の処理)。

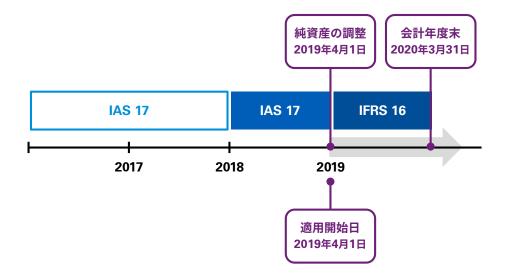
その意味では、IFRS第16号における「(完全) 遡及」は、IAS第8号において用いられている「遡及」の意味とは厳密には相違があります。なお、本稿での「遡及」は特段の断りがない場合、IFRS第16号での用法によっています。

完全遡及アプローチを適用する企業が利用できる経過措置は、リースの定義を見直すかどうかだけです。 なお、リースの認識に係る短期リース・少額資産のリースの免除規定は経過措置ではないため、完全遡及 アプローチを適用する企業も利用できます。ただし、適用開始日から12ヶ月以内にリース期間が終了する リースについても認識を免除できる移行時の実務上の便法(6.4.3参照)は選択できません。

例えば、修正遡及アプローチを適用した企業は、延長・解約オプションがリース期間に及ぼす影響などについて、事後的な判断によることができますが、完全遡及アプローチを適用した企業は原則的方法に従い、 遡って検討せざるを得ず、選択できるオプションは限定的です。

5.3 修正遡及アプローチ

修正遡及アプローチを適用する企業は、報告年度の期首からIFRS第16号を適用することになる。2019年4月1日 を適用開始日とした場合の各報告期間における基準の適用スケジュールは下記の通りである。



シリーズ1:新基準への移行

IFRS 16.C5(b)

修正遡及アプローチを適用する企業は、具体的に下記の対応が必要となる。

- 報告年度の期首において、IFRS第16号における特別な移行措置に従ってリース資産とリース負債の金額を算出する(6.2、6.3参照)。
- 比較期間の財務情報を修正再表示することはない。
- 報告年度の期首において純資産の調整を認識する。
- 当該アプローチを適用することについて、IFRS第16号において要求される注記を行う(8.2参照)。(IFRS第16号では、IAS第8号第28項における会計方針の変更に関する注記の例外事項が規定されている)

主なメリットとして、新基準への移行に係る実務の負担が軽減されることが挙げられます。修正遡及アプローチについての詳細は次章で説明しますが、負担が軽減される主な理由は以下の通りです。

- 比較期間の財務情報を修正再表示しない。
- 報告年度に入手可能な情報のみを用いて会計処理を行うことができる。
- 完全遡及アプローチを用いた場合には適用できない、各種の実務上の便法が設けられている。

<u>▲</u> 修正遡及アプローチを適用することのデメリットは?

主なデメリットとして、企業の財務情報の比較可能性が低下することが挙げられます。

- 比較期間の財務情報が修正再表示されないため、報告期間に係る財務情報とその比較期間に係る財務情報との大きな乖離が生じるおそれがあります。特に、オペレーティング・リース取引を大規模に行っている企業にとっては、この影響が大きくなる可能性があります。
- 使用権資産の測定に簡便的な方法を選択した場合(6.3参照)、使用権資産の計上額が過大となり、報告期間に係る財務諸表とそれ以降の期間の財務諸表との比較が困難になることが考えられます。この影響は、適用開始日に存在するリース取引がすべて終了するまで、完全には解消されません。

また、修正遡及アプローチを適用した場合には、より多くの開示が要求されています。

<u> 《 比較可能性を担保するため、修正遡及アプローチ</u>を比較年度から適用したいのだが?

修正遡及アプローチは適用開始報告年度の期首以外の時点から適用することはできません。比較期間の修 正再表示は「行わなくてよい」規定ではなく、「行ってはいけない」とされています。

IASBは当初の公開草案において、最も古い比較年度の期首から修正遡及アプローチを適用することを認める規定を含めており、このアプローチを認めることによってIFRS第16号に移行する報告期間においても、報告期間とその比較期間との比較可能性は担保されると考えられていました。

しかしながら、コメント募集において、そのアプローチでは実務上の負担の軽減が不十分であるとの意見があった ため、IASBは修正遡及アプローチの適用時点をIFRS第16号適用開始年度の期首へと修正することとしました。

IFRS第16号の公表以降、一部では最も古い比較年度の期首から修正遡及アプローチを適用する方が好ましいという声も上がっていますが、現時点においてIASBが当該経過措置を変更する動きは見られません。

なお、IFRS初度適用企業の最初の報告年度がIFRS第16号の適用開始年度である場合、上記の修正遡及アプローチに準じた免除規定を適用することができますが、その場合はIFRS移行日(比較年度の期首)からの適用が要求されています。

6. 修正遡及アプローチ

修正遡及アプローチでは、多くの追加的な実務上の便法が借手の会計処理に対して用意されている。これをどのように適用するかは、実務の負担に大きく関連するほか、適用開始年度及びそれ以降の財務情報に大きな影響を与える可能性がある。

6.1 修正遡及アプローチの概要

修正遡及アプローチを適用する場合、比較期間の修正再表示は行わず、新基準適用による累積的な影響額を、 適用開始年度の期首純資産に調整する。

IFRS 16.C8-C11 具体的な会計処理の概要は以下の通りである。

	旧オペレーティング・リース	旧ファイナンス・リース	
	① IFRS第16号をリース開始時点から簡便的に適用して		
使用権資産	いたと仮定して測定、もしくは	IAS第17号上のリース資産・リース負	
	② リース負債の測定額に基づき測定	債の金額を、使用権資産・リース負債	
リース負債	適用開始時日時点の残存リース料の現在価値で測定	の金額として引き継ぐ	
リース負債			

6.2 旧オペレーティング・リース:リース負債の測定

IFRS 16.C8(a)

IFRS 16.C7

従来のオペレーティング・リースは、適用開始日における借手の追加借入利子率を用い、残存リース料の割引現在価値をもって、リース負債の金額を測定する。

⇒ 設例1:リース負債の測定

小売業を営むJ社は、店舗について賃借を行い毎事業年度末(3月末決算)に100の固定賃料を支払っている。 このリース契約は2014年4月1日に開始し、その時のJ社の追加借入利子率は7%であった。また、解約不能 のリース期間の当初の見積りは10年であり、その後5年間の再リースを行うことが可能であった。

J社は当該リース取引をIAS第17号でオペレーティング・リースとして分類し、定額法に基づいて支払リース料を毎事業年度において100認識していた。2019年4月1日からIFRS第16号への移行にあたっては修正遡及アプローチを選択する。適用開始日における前提は下記の通りである。

- J社が再リースを選択することは合理的に確実ではなく、残存のリース期間は5年間と判断された。
- J社の追加借入利子率は5%。

J社は適用開始日に、その時点の残存リース期間及び追加借入利子率に基づいて残存リース料の割引現在価値を 算出し、リース負債の測定額とする。具体的には、適用開始日以後、5年間にわたって会計年度末に100支払われる計5回のリース料を5%で割り引いて算出した433が適用開始日におけるリース負債の測定額となる。 IFRS 16.A, C8(a)

▲ 借手はリース負債の測定において単一の割引率をすべてのリースに適用できる?

いいえ、借手は原則として、追加借入利子率をそれぞれのリースについて決定しなければなりません。 追加借入利子率の定義において、例えば、リース期間、付されている保証の価値、使用権資産の価額、経 済環境などの要因を考慮することが求められており、適用すべき割引率はリースごとに異なると想定され ます。このため、原則的にはそれぞれのリースについて異なる割引率を適用することが想定されます。

ただし、IFRS第16号の移行措置には特性が合理的に類似したリースをポートフォリオにまとめ、単一の割 引率を適用する実務上の便法も設けられています(6.4.1参照)。

旧オペレーティング・リース:使用権資産の測定 6.3

IFRS 16.C8(b)

従来のオペレーティング・リースは、リースごとに、以下の2つの方法のいずれかをもって使用権資産を測定する。

- オプション1:IFRS第16号をリース開始時から遡及的に適用したと仮定して算定。 ただし、割引率は適用開始日における借手の追加借入利子率を用いる。
- オプション2:移行に際して認識したリース負債の金額にリース支払額の前払い・未払い等を調整して算定。



🔛 設例2:使用権資産の測定

(設例1の続き) J社が測定した適用開始日2019年4月1日におけるリース負債の測定額は433であったが、現在J社は使用権資産をいくらでオンバランスすべきか検討しており、オプション1、及び2を適用した場合のそれぞれの測定額を求めている。なお、J社は今回当初直接コストを考慮する必要はない。

オプション1 一 適用開始日の追加借入利子率により遡及的に測定する方法

J社はリース開始時すなわち2014年4月1日における使用権資産の帳簿価額を算出する。この価額は、リース開始日から10年間にわたるリース料を適用開始日である2019年4月1日の追加借入利子率5%に基づいて計算した割引現在価値であり、金額は772であった。J社の会計方針により、使用権資産はリース期間にわたって定額法により減価償却されるため、2019年4月1日における帳簿価額は386(772×(10年 – 5年)÷10年)となり、2019年4月1日の仕訳は下記の通りである。

	Debit	Credit
使用権資産	386	
リース負債		433
利益剰余金	47	

オプション2 ― リース負債測定額に基づいて測定する方法

J社は2019年4月1日の適用開始日における使用権資産の帳簿価額を、同時点のリース負債の測定額433に基づいて測定する(リース料の前払い・未払いはない)。J社の2019年4月1日の仕訳は下記の通りである。

	Debit	Credit
使用権資産	433	
リース負債		433

▲ 使用権資産の帳簿価額は、どちらのオプションを使うほうが大きい・小さいというのはある?

設例2の計算の通り、毎期規則的にリース料を支払うリースの場合は、一般的にオプション1の方がオプション2よりも適用開始日の使用権資産の帳簿価額は小さくなります。

これは、使用権資産とリース負債の償却方法が異なることが原因です。使用権資産は一般的に定額法に基づいて償却されるのに対して、リース負債は実効金利法に基づいて測定されます。つまり、リース負債の減価に比べて使用権資産の減価のほうが早く進むことになります。

オプション1では使用権資産をリース開始時に戻って測定し償却計算を行うため、適用開始日までに償却が進み、リース負債に比べて使用権資産のほうが帳簿価額は小さくなります。一方、オプション2ではリース負債の価額をもって使用権資産の測定額とするため両者は原則同じになります。

このことは、適用開始日以降の会計処理に重要な影響を与える可能性があります。 オプション1を適用した 場合、オプション2に比べて使用権資産の帳簿価額が少額となるため、その後の期間における減価償却費が 小さくなり、また減損損失を計上するリスクも低減されることになります。

使用権資産測定のオプションをリースごとに適用することができるメリットは?

今まで見てきたように、企業がどのようにIFRS第16号に移行するのか検討するにあたっては、実務の負担 軽減と比較可能性とのバランスを考慮することが重要です。例えば、使用権資産の測定において、オプショ ン2は実務の負担を軽減できる一方で、リースに係る費用が原則的な方法であるオプション1よりも多く計 上されるため利益計算が歪み比較可能性を毀損するおそれがあります。このようなトレードオフ関係があ る中で、リースの重要性に鑑みながらリース単位ごとにオプションを選択できることは、企業にとって、 IFRS第16号をどのように適用するか、その裁量の余地を残す上で大きなメリットとなります。

旧オペレーティング・リースに設けられた、その他の実務上の便法 6.4

IFRS 16.C10

修正遡及アプローチを適用する場合、従来のオペレーティング・リースの借手は以下に述べる実務上の便法を 用いることができる。どの実務上の便法を選択するかは、リース単位ごとに選択できる。

割引率 6.4.1

IFRS 16.C10(a)

適用開始日のリース負債・使用権資産を測定する際、リースごとに個別の割引率を用いるのに代えて、特性が 合理的に類似したリースをポートフォリオとして取り纏め、ポートフォリオ単位で単一の割引率を用いるこ とができる。

IFRS 16.B1, C10(a)

この実務上の便法は、適用指針B1に規定されているリース会計のポートフォリオ単位での適用と何 が違うの?

この実務上の便法はIFRS第16号適用指針B1におけるポートフォリオ処理、すなわち、特性が類似したリースを まとめてポートフォリオ単位でIFRS第16号を適用することを許容する規定と、一見、同じように見えます。

しかしながら、これらは以下の点で異なり、移行時の実務上の便法の方が適用における実務的なハードル は低いと考えられます。

ポートフォリオ処理に比べて移行時の実務上の便法の方が、適用するための要件が緩和されています。 ポートフォリオ処理を適用するためには、IFRS第16号を個々のリースについて適用する原則的な方法 を適用した場合との相違が重要でないことが要件です。

一方、移行時の実務上の便法では、リースをポートフォリオにまとめる時の「特性の合理的な類似」を判定 する要素として、残存リース期間等が挙げられています。そのため、適用開始日の情報のみにより「特性の 合理的な類似」を定性的に判断し、ポートフォリオ化が可能です。

6.4.2 減損と不利なリース

適用開始日の使用権資産の測定に際し、減損会計を適用する代わりに、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」における「不利なリース」か否かに関する従前の評価に依拠することができる。この実務上の便法を選択した場合、適用開始日の直前に財政状態計算書に認識されていた、不利なリースに係る引当金の金額は、使用権資産の帳簿価額に調整しなければならない。

├═紗 設例3:不利なリースの移行時の処理

M社はオフィスビルをリースしており、IAS第17号ではオペレーティング・リースと分類していた。リース 契約は2024年3月31日に終了し、年間リース料100を毎事業年度末(3月末決算)に支払っていたが、M社 は2017年において当該ビルを引き払っている。

オフィスビルは2019年3月31日現在において空室であるため、M社は2020年4月1日より80のリース料でサブリースが可能と見込んでいるが、当該リースを不利なリースと判断して、2019年3月31日に下記の見積りに基づいて、不利なリースに係る引当金163を計上していた。

		支出	収入	収支
2020年3月31日		100	_	100
2021年3月31日		100	(80)	20
2022年3月31日		100	(80)	20
2023年3月31日		100	(80)	20
2024年3月31日		100	(80)	20
	合計		•	180
	割引現在価値(割引率5%を適用)			163

M社は2019年4月1日に、修正遡及アプローチに従ってIFRS第16号を適用開始したが、その時点の追加借入利子率は7%であった。また、M社は使用権資産の測定に際して、リース負債の測定額を基礎とする方法 (オプション2) を選択している (6.3参照)。

M社は2019年4月1日におけるリース負債について、年間リース料100を向こう5年間にわたって割引率7%で割引計算した410を測定額としている。

上記の前提に基づいた場合、M社は当該リースの使用権資産の測定額及び減損レビューの取扱いを、下記のいずれかの方法から選択適用することができる。

- 使用権資産の測定額を、リース負債の測定額と同額の410とし、別途、IAS第36号に基づいて2019年4月 1日における減損の要否を検討する。なお、この方法を選択した場合、不利なリースに係る引当金163 は適用開始日の純資産に戻し入れる必要がある。
- 使用権資産の測定額を、リース負債の測定額410から不利なリースの引当金163を控除した247とする。 2019年4月1日時点では減損会計を適用しない。

なお、本例においては、使用権資産の測定方法についてオプション2を選択しているが、オプション1を選択した場合であっても、上記2つの選択肢いずれかを選択することが可能である。

<u>▲ この実務上の便法を用いた場合、そ</u>の後の期間においても、IAS第37号の規定は適用できる?

いいえ、この実務上の便法はあくまでも移行時における使用権資産の測定にのみ適用されるものであり、IAS第37号の「不利な(リース)契約」に基づく会計処理を適用開始日後も継続することはできません。 使用権資産には、IAS第36号「資産の減損」を適用する必要があります。

6.4.3 1年以内に終了するリース

適用開始日から12ヶ月以内に終了するリースは、短期リースに準じてリース負債・使用権資産の認識を行わないことができる。

▲ 短期リースの認識の免除を今後IFRS第16号のもとで利用することを予定していない場合でも、この実務上の便法を適用することができる?

はい、この実務上の便法を利用するかどうかの判断は、短期リースの認識の免除に係る会社の会計方針に 関係なく選択することができます。

- 短期リースの免除規定は原資産の種類ごとに選択される会計方針であり、継続適用が必要です(4参照)。
- 適用開始日から12ヶ月以内に終了するリースに対する実務上の便法はリース単位ごとに選択適用が可能で、かつ、適用開始日時にしか適用できません。

この実務上の便法によって、負担が軽い適用アプローチを柔軟に選択することができます。

6.4.4 当初直接コスト

IFRS 16.C10(d)

企業は適用開始日における使用権資産の測定において、当初直接コストを測定額に含めないことができる。

IFRS第16号への移行にあたり、従来オペレーティング・リースに分類されていたリースについて使用権資産の帳簿価額を算定しなければならない企業にとって、リース取引に係る当初直接コストの有無及び金額を調査、認識する必要がないため、移行に際して企業の実務負担を軽減できます

また、財務情報に関する影響としては、本来であれば使用権資産の帳簿価額に加算されていたであろう当 初直接コストの分だけ使用権資産の帳簿価額が減少するため、適用開始日以降の減価償却費が減少すると ともに、使用権資産について減損損失を認識するリスクが減少します。

6.4.5 事後的な判断の利用

IFRS 16.C10(e)

企業は、例えば、リース期間の算定にあたり、リース契約締結後に判明した事実に基づいて判断を行うことが できる。

7. その他の論点

6章まではシンプルなリース取引に係る一般的と思われる経過措置の論点を取り上げてきた。本章においては その他考えられる適用開始に際しての論点を解説する。

7.1 貸手の処理

IFRS 16.C14

次に述べるサブリースの貸手の場合を除き、リースの貸手は移行に際して特段の処理を求められていない。 貸手は適用開始日において、IAS第17号における会計処理をそのまま引き継ぎ、以降はIFRS第16号に基づいて 会計処理を行う。

IFRS 16.C15

サブリースの貸手は、適用開始日において、IAS第17号においてオペレーティング・リースと分類されたサブリースが、IFRS第16号でファイナンス・リースに分類されるのか、オペレーティング・リースに分類されるのかを再判定しなければならない。IFRS第16号でのサブリースは、ヘッドリースにおけるリース対象資産ではなく、ヘッドリースによって生じた使用権資産を参照してリスクと経済価値の移転の有無を判定するため、より多くのサブリースがファイナンス・リースに分類される可能性がある。

従来オペレーティング・リースと分類されたサブリースが、IFRS第16号ではファイナンス・リースと判定される場合、サブリースの貸手はIFRS第16号への移行にあたり当該サブリースを新たなファイナンス・リースとして取り扱う。

X社

原資産の賃借

<ヘッドリース>

ヘッドリースの借手& サブリースの貸手

仲介業者

使用権資産の賃貸

<サブリース>

Y

🚉 設例4:移行時に存在するサブリース

Y社はオフィスビルをX社から、2014年4月1日から10年間にわたってリースしており、年間のリース料100が毎事業年度末(3月決算)に支払われる(ヘッドリース)。Y社はその後、Z社に当該オフィスビルを2018年4月1日から6年間にわたって転リースしており、このサブリース料110を毎事業年度末に受け取っている(サブリース)。

IAS第17号のもとでY社はヘッドリース及びサブリースを共にオペレーティング・リースとして分類し、ヘッドリースに係る資産及び負債は認識せずに、包括利益計算書においてサブリースに係る収入110を収益として、ヘッドリースに係る支出100を費用として毎期認識していた。

Y社は2019年4月1日にIFRS第16号を適用開始し、修正遡及アプローチを選択、使用権資産の測定はリース 負債の測定に基づく方法を採用した。適用開始日において、Y社の追加借入利子率は5%であった。Y社は当 該利率をサブリースの測定についても適用する。

まず、ヘッドリースの会計処理を検討した場合、Y社は2019年4月1日において借手として、5年間にわたる 残存支払リース料500を5%の割引率を用いて計算した金額433をリース負債として、また同額を使用権資 産として計上する。

次に、サブリースのリース分類を再判定する。サブリースの終了時期とヘッドリースの終了時期が同一で あること、及びY社が当該使用権資産について重要なリスクと経済価値を未だ有していると認められるそ の他の要因が見られないことから、Y社は当該サブリースをIFRS第16号のもとでのファイナンス・リース と判定した。

よって、Y社はヘッドリースから生じた使用権資産をオフバランスし、サブリースに基づく未収金を正味 リース投資未回収額で認識しなければならない。リース負債との差額は利益剰余金で調整する。具体的に は、5年間にわたる残存受取リース料550を割引率5%を用いて計算した金額476を未収金とし、リース負債 433との差額である43を利益剰余金に計上する。

Y社の2019年4月1日におけるヘッドリース及びサブリースに係る仕訳は下記の通りである。

	Debit	Credit
未収金	476	
リース負債		433
利益剰余金		43

IFRS 16.B58 (b)

<u>▼ サブリースの分類を見直すことは、</u>どのような影響がある?

IFRS第16号への移行に際しサブリースのリース分類を見直すことで、多くのサブリースがファイナンス・ リースと判定されると想定されています。

IFRS第16号では、サブリースの貸手は、使用権資産のリスクと経済価値がサブリースを通じて移転したか 否かに基づいて判定を行わなければなりません。そのため、IAS第17号においてオペレーティング・リース として分類されていたサブリースの多くが、ファイナンス・リースに分類されることになります。例えば、 土地をサブリースした場合、IAS第17号では通常そのサブリースはオペレーティング・リースと判断された と思われますが、IFRS第16号では契約期間等によりファイナンス・リースと判断されることも多いと考え らえます。

19

7.2 セール・アンド・リースバック

IFRS 16.C16

IFRS第16号への移行にあたって、IFRS第16号の適用開始日前に実行されたセール・アンド・リースバック取引について、セール・アンド・リースバックの「セール」部分である資産の譲渡取引がIFRS第15号の売却の要件を満たしていたかを見直すことは禁止されている。

IFRS 16.C17

IAS第17号でファイナンス・リースバックとして会計処理されていたセール・アンド・リースバックは、

- 資産譲渡から生じ、繰り延べられていた売却益は引き続きリース期間にわたって償却する。
- リースバック取引は、適用開始日に存在する他のファイナンス・リース取引と同様に処理する。

IFRS 16.C18

IAS第17号でオペレーティング・リースバックとして会計処理されていたセール・アンド・リースバックは、

- 公正価値以外の売値で資産譲渡を行ったことにより、繰り延べられ償却されてきた売却損益の残存簿価は、適用開始日に計上される使用権資産に加減する。
- リースバック取引は、適用開始日に存在する他のオペレーティング・リース取引と同様に処理する。

▲ 移行時におけるセール・アンド・リースバックの主な免除規定とは?

適用開始日において存在するセール・アンド・リースバックについては主に2つの免除規定があります。

まず、企業は適用開始日前に実行されたセール・アンド・リースバックが移行後もセール・アンド・リースバックに該当するかどうか、再判定する必要がありません。すなわち、企業は既存のセール・リースバック取引の「セール」部分がIFRS第15号においても売却の要件を満たしたかについて判定し直すことは求められず、既存のセール・アンド・リースバックが金融取引であると再判定されてIFRS第9号に基づいた金融取引の会計処理が求められる可能性が排除されるため、実務負担の軽減となります。なお、この規定は売手である借手、及び買手である貸手の両方に適用されます。

次に、IFRS第16号では、セール・アンド・リースバックにおいて、リースバックに対応する部分について、 売却損益を認識することができませんが、売手である借手は適用開始日前に実行したセール・アンド・リー スバックについて、過去に認識済みの売却損益を遡及的に修正する必要はありません。この規定により、 適用開始日前にセール・アンド・リースバック取引を多く行っていた企業の移行作業が軽減されます。

移行時のセール・アンド・リースバック取引のリースバック部分に係る会計処理については、通常の借手のリースの移行処理と同様です。したがって、既存のセール・アンド・オペレーティング・リースバック取引はIAS第17号では、売手である借手においてオフバランスされていましたが、新リース会計基準では原則として使用権資産とリース負債が計上されることになります。

7.3 投資不動産

IFRS 16.C9

適用開始日に認識した使用権資産が、IAS第40号「投資不動産」に該当する場合は、IAS第40号に定められる原価モデル又は公正価値モデルに基づいて、使用権資産を測定する必要がある。

企業結合 7.4

IFRS 16.C19

過去の企業結合において被取得企業から取得した有利・不利なオペレーティング・リースについて、資産・負 債を認識しているリースの借手は、適用開始日において、当該資産及び負債の認識を中止し、その額を使用権 資産の帳簿価額に調整しなければならない。

≟ 設例5:企業結合により過去に取得したオペレーティング・リース

P社はS社を4年前に取得したが、その取得日において、S社は借手として不動産のリース契約(当時の残存 リース期間は8年間)を有していた。リース料は当時の市場価格よりも低額であったため、P社は当該有利 なリース部分についてパーチェス法の一環として80の無形資産を認識していた。

IFRS第16号の適用開始日における当該リースについての状況は下記の通りであった。

- 残存リース期間は4年間
- 有利なリースについて計上した無形資産の帳簿価額は40
- 残存リース料の現在価値は200

P社はIFRS第16号への移行に際して、修正遡及アプローチを選択の上、使用権資産の評価方法については オプション2、すなわち、リース負債の測定額に必要な調整を加えた金額を測定額とする方法を選択するこ とを選択した。

上記の条件に基づいた場合、P社における当該リースの会計処理は下記の通りとなる。

- 無形資産40をオフバランスする。
- リース料総額の現在価値である200のリース負債を計上する。
- 使用権資産240(リース負債測定額200+無形資産オフバランス額40)を計上する。

IFRS 16.C9

🔾 いつ調整が必要になる?

企業結合に伴う有利・不利なオペレーティング・リースに係る資産又は負債の調整は、適用開始日以前の 企業結合においてリースの借手である企業を取得した場合に、移行時の処理として求められます。また、 この調整はIFRS第16号において借手が完全遡及アプローチ、修正遡及アプローチのいずれを選択したかに かかわりなく求められるものです。

一方で、リースの貸手である企業を取得した企業結合の場合には、一般的に特段の調整は必要ありません。

8. 開示

IFRS第16号への移行に関しては、主に、借手であるリース取引についての開示事項が規定されている。特に修正遡及アプローチを選択適用した場合には追加的な開示事項の定めがある。

8.1 完全遡及アプローチ

完全遡及アプローチを適用した場合に求められる主な開示事項は下記の通りである。

IFRS第16号における開示事項

IFRS 16.C1

IFRS 16.C4

- IFRS第16号を早期適用する場合には、その旨
- 既存取引についてリースの定義の見直しを行わない場合は、その旨

IAS第8号における開示事項

IAS 8.28

- 経過措置の適用状況
 - ・会計方針の変更が経過措置に従って行われた旨
 - ・経過措置の概要と、想定される将来期間への影響
- 当期及び表示する過去の各比較期間について
 - ・影響を受ける財務諸表の各表示項目における修正額
 - ・基本的及び希薄化後1株当たり利益
- 表示している期間よりも前の期間に関する修正額(実務上可能な範囲で)
- 遡及適用が、特定の過去の期間について又は表示する期間よりも前の期間について、実務上不可能である場合には、その状態が存在するに至った状況、及び会計方針の変更がどのように、そしていつから適用されているかの概要の記載

修正遡及アプローチ 8.2

一方で、修正遡及アプローチを適用した場合に求められる主な開示事項は下記の通りである。

IFRS第16号における開示事項

IFRS 16.C1

- IFRS第16号を早期適用する場合には、その旨

IFRS 16.C4

既存取引についてリースの定義の見直しを行わない場合は、その旨

IFRS 16.C13

- IAS第17号のもとでのオペレーティング・リースの移行につき、追加的に設けられた実務上の便法の いずれかを用いた場合は、その旨

IFRS 16.C12

- 適用開始日のリース負債の測定に適用された、借手の追加借入利子率の加重平均
- 適用開始日の直前の事業年度においてIAS第17号のオペレーティング・リースに基づくコミットメント として開示していた金額の割引現在価値と、適用開始日に財政状態計算書に認識されたリース負債の 金額の差異の説明

IAS第8号における開示事項

IFRS 16.C12, IAS 8.28

- 経過措置
 - ・会計方針の変更が経過措置に従って行われた旨
 - ・経過措置の概要
 - ・将来の期間に影響を与えるかもしれない経過措置
- 表示している期間よりも前の期間に関する修正額(実務上可能な範囲で)

本冊子について

有限責任あずさ監査法人 IFRSアドバイザリー室は、IFRSの新基準書や公開草案の公表に関するタイムリーな情報を提供することを目的として、日本語での解説書を適宜発行しています。

本冊子は、2016年1月13日に国際会計基準審議会(IASB)から公表されたIFRS第16号「リース」について、当基準への移行を計画する際に考慮すべき実務上のポイントを中心に解説するものであり、KPMG IFRGがリリースした "IFRS 16 – Transition to the new leases standard, Leases Transition Options"をベースに日本企業向けに編集したものとなっています。本冊子の本文においては、IFRS第16号「リース」及び以下に記載したKPMGやあずさ監査法人が発行する刊行物等を参照しています。各ページの左側の欄には、関連する基準書のパラグラフ番号を記載しています。

IFRS第16号「リース」が公表されて1年余り、基準の内容についての理解は広がりつつありますが、具体的に当基準への移行を進める上で、実務上の疑問が生じることは少なくないと思われます。企業は、それらの点についてIFRS及びその他のガイダンスに基づいて、企業自身の事実、状況及び個々の取引を考慮して、どのようにIFRS第16号を実務で適用するか、そのさらなる分析及び解釈が必要となります。本冊子の情報は、あずさ監査法人IFRSアドバイザリー室の現時点の所見に基づいていますが、今後、これらの所見は変更される可能性があります。

なお、本冊子の執筆・監修は以下の者が担当しました。

長谷川 弘資・植木 恵・高橋 見

参考文献

IFRS第16号「リース」

KPMG IFRG "IFRS 16 - Transition to the new leases standard, Leases Transition Options"

KPMG IFRG "Insights into IFRS" 第13版

有限責任 あずさ監査法人 『図解&徹底分析 IFRS「新リース基準」』

他、IASB及びFASBのウェブサイトに載せられた各種リリースを参考としています。

あずさ監査法人IFRSアドバイザリー室による刊行物



図解&徹底分析

IFRS「新リース基準」

本書は会計処理がどのような意図で設けられたかを理解できるよう、改訂に至った経緯などの情報を適宜に提供しています。また、基準の解釈が現時点で定まっていない論点についても、どのように適用すると考えられるかを暫定的に解説することで、基準の文言をどのように捉えればよいかを読者がより理解できるように努めています。



詳細解説

IFRS実務適用ガイドブック(第2版)

第2版となる今回の改訂では、IFRS第9号「金融商品」、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(2016年4月に公表された改訂までを含む)、IFRS第16号「リース」等の新しい基準書を網羅し、また、これらの新しい基準書が各基準書に与える影響を反映しています。さらに、注記開示の簡素化及び効率化を図るためにIASBが進めている「開示イニシアティブ」の現状についても新たに付録で解説しています。



IFRSの新リース会計 〜概説 IFRS第16号〜

本冊子は、国際会計基準審議会(IASB)が2016年1月13日に公表したIFRS第16号「リース」につき、その基本的な考え方及び適用上の論点の所在を、主に借手会計を中心に、豊富な図解とともに説明を行うものです。



IFRSの改訂ヘッジ会計

~ケースで学ぶ新しいヘッジ会計~

(改訂第二版)

本冊子は、日本基準利用者の視点から、IFRS第9号のヘッジ会計の仕組みを具体的に解説するものです。日本企業の実務で一般的にみられるヘッジ活動に、ヘッジ会計を適用した場合の留意事項等にいて、その影響を検討し、ケース・スタディ方式で説明しています。初版公表後から本第二版公表時までのKPMGの見解等を含む最新の情報を反映しています。



IFRSニュースフラッシュ

IFRSの新基準及びIFRIC解釈指針、公開草案、ディスカッション・ペーパー等について速報解説を提供しています。基準等の公表後、数日中に公表しています。 IFRSのページよりご覧ください。



会計基準Digest

日本基準、修正国際基準、IFRS及び米国 基準の主な動向についての概要を記載し たものです。毎月発行しています。



IFRICニュース

IFRS解釈指針委員会(IFRS-IC)での主要な審議事項を紹介し、また、IFRS-ICで取り扱われているすべての論点のステータスを「論点サマリー」にまとめています。



オンライン解説

音声解説付きのスライドにより、国際会計基準審議会(IASB)が公表する新たな会計基準や公開草案等の概要を紹介します。また、月次で国際会計基準審議会(IASB)会議の概要も紹介しています。

Contact us

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室 azsa-accounting@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp/ifrs

kpmg.com/jp/socialmedia





ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan. 17-1531

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.